

入退会及び会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟(以下「本法人」という。)の定款第2章第7条、第8条及び第9条の定めに基づき、本法人の会員の入退会及び会費等に関して必要な事項を定め、会員身分の安定を図るとともに、事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会の手続き)

第2条 都道府県におけるペタンクを統括する団体の代表者で正会員として入会しようとするもの、又は、その他の団体の代表者で理事会の承認を受けて正会員として入会しようとするものは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入会申請書
- (2) 団体規約
- (3) 役員名簿(氏名、住所、生年月日、役職名)
- (4) 会員数及び本法人賛助会員数
- (5) 入会する年度の事業計画及び収支計算書

2 学識経験者で理事会の選任により正会員として入会しようとするものは、入会申請書とともに、履歴書を提出しなければならない。理事会は、本法人の目的を正しく理解する正会員にふさわしい人を選任しなければならない。

3 賛助会員として入会しようとする個人は、第5条に定めるところにより、正会員である都道府県団体(以下「県協会」という。)を通じて、入会申請書を提出しなければならない。ただし、会長が特に必要がないと認めた場合は、提出を省略することができる。

賛助会員として入会しようとする団体は、入会申請書及び団体履歴書を提出しなければならない。

(入会資格審査基準)

第3条 会長は、入会の可否を決定するに当たっては、理事会の承認又は選任の決議に従うとともに、賛助会員の入会については、原則としてこれを拒んではならない。

2 入会を決定した個人の賛助会員には、県協会を通じて会員証の発行をもって通知するものとする。

(入会金及び会費等)

第4条 定款第2章第9条に規定する入会金、年会費及び年間資格登録料は、次に掲げる通りとする。

(1) 入会金

ア 正会員 5,000円

イ 賛助会員 個人1,000円 団体5,000円

(2) 年会費

ア 正会員

団体 20,000円 (ただし、当分の間、賛助会員数が10人以上
20人未満の団体にあつては、10,000円、10人未満の
団体にあつては、5,000円とする。)

個人 10,000円

イ 賛助会員

個人 2,000円(小中高生及び学生並びに障害者は、1,000円)
(ただし、本法人に直接入会した者は、4,000円(小中高生及び
学生並びに障害者は、2,000円)とする。)

団体 一口20,000円

(3) 年間資格登録料

ア 上級指導員 5,000円

イ 中級指導員 3,000円

ウ 初級指導員 1,000円

エ 普及指導員 1,000円

オ A級審判員 5,000円

カ B級審判員 3,000円

キ C級審判員 1,000円

(会費等の納入)

第5条 県協会は、所属する本法人の賛助会員の入会金、年会費及び年間資格登録料をとりまとめるものとする。

2 本法人に入会する正会員は、入会金及びその事業年度分の会費を、賛助会員は、入会金、その事業年度分の会費及び資格登録料を所定の方法により納入しなければならない。

3 本法人は、会員から入会金、年会費及び年間資格登録料が納入されたときは、領収書を発行しなければならない。ただし、会員証を発行する場合、並びに、入会金、年会費及び年間資格登録料が金融機関から振り込みの方法により納入された場合は、領収書の発行を省略することができる。

4 会員から入会金、年会費及び年間資格登録料が納入されたときは、会員管理台帳に記載しなければならない。

(会員の所属)

第6条 賛助会員は、原則として本人の居住地又は勤務地若しくは通学地が存在する県協会を通じて、本法人に入会するものとする。

2 県協会が存在しない県に居住地を有する者は、直接本法人の賛助会員となることができる。

3 賛助会員が転居、転勤等正当な理由で県協会を移動することを希望するときは、所属県協会の会長の承諾を得た後、希望する県協会に所定の移動手続き費用(会員証等再発行手数料)を添えて申請しなければならない。

(更新手続き)

第7条 賛助会員は、会員登録並びに指導員及び審判員資格登録の次年度の更新手続きを、原則として1月1日から3月31日までの間に行わなければならない。

(会費の使途)

第8条 第4条の入会金、年会費及び年間資格登録料は、5割以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

(附則)

1 この規程は、本協会の設立の日から施行する。

2 設立初年度の入会金、年会費および年間資格登録料は、第4条の規定にかかわらず、納付を要しない。

3 平成22年度に特定非営利活動法人日本ペタンク協会の賛助会員であった者で、平成23年度から本協会の賛助会員として入会するものは、第4条の規定にかかわらず、入会金の納付を要しない。

(附則)

この規程の改正は、平成24年6月17日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

(附則)

この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。

(附則)

この規程の改正は、平成27年6月7日に施行し、平成28年4月1日から適用する。